

兵庫県公報

令和8年1月22日 木曜日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限の一部解除（畜産課）…… 1

告 示

兵庫県告示第36号の2

令和8年兵庫県告示第7号の3（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限）の内容を次のとおり変更する。

令和8年1月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

3 移動を制限する区域

発生農場から半径3km以内の下記区域

【姫路市】花田町（上原田、加納原田）、御国野町（深志野、国分寺、御着）、別所町（佐土新、家具町、佐土、別所、北宿）、飾東町（佐良和、庄、豊国、塩崎、北山、志吹、唐端新、夕陽ヶ丘、小原新、八重畠、北野、大釜、大釜新、清住、山崎）、豊富町神谷【加古川市】志方町（西牧、山中、原）【高砂市】阿弥陀町阿弥陀

4 移動を制限する期間

令和8年1月8日から当分の間